

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

(市町村課)

ページ

規 則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則(平成十四年宮城県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(本人確認情報を利用することができる事務の特例)

2 条例附則第二項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 県民の安否の確認

二 県民の住所地の市町村長に対する当該県民の安否の確認をするために必要な情報の提供

附 則

この規則は、公布の日から施行する。